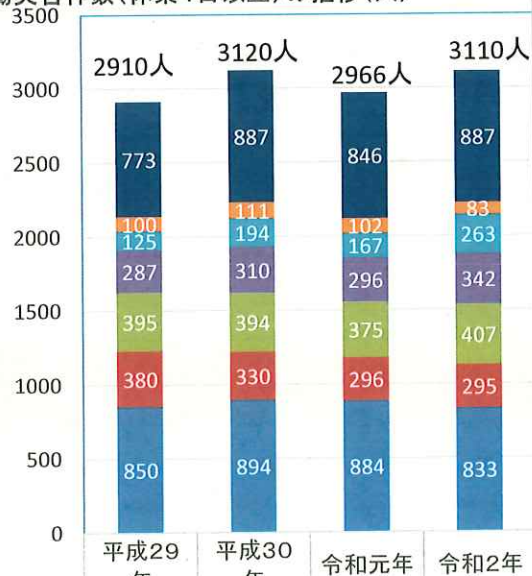


茨城県の社会福祉施設における労働災害

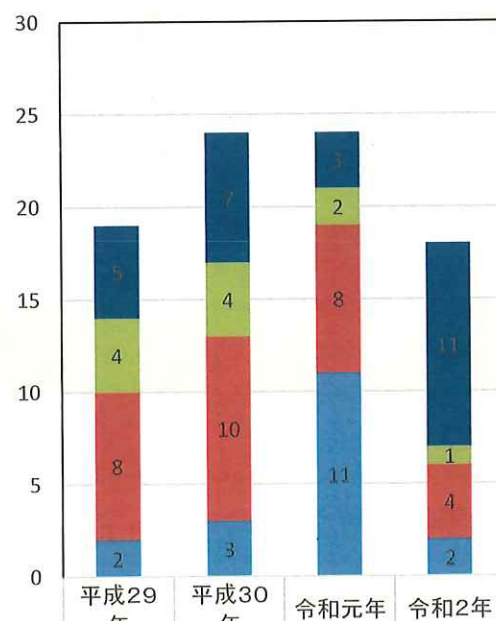
令和2年 茨城県の労働災害発生状況（全産業）

労働災害件数(休業4日以上)の推移(人)



■ その他	773	887	846	887
■ 飲食店	100	111	102	83
■ 社会福祉施設	125	194	167	263
■ 小売業	287	310	296	342
■ 陸上貨物運送事業	395	394	375	407
■ 建設業	380	330	296	295
■ 製造業	850	894	884	833

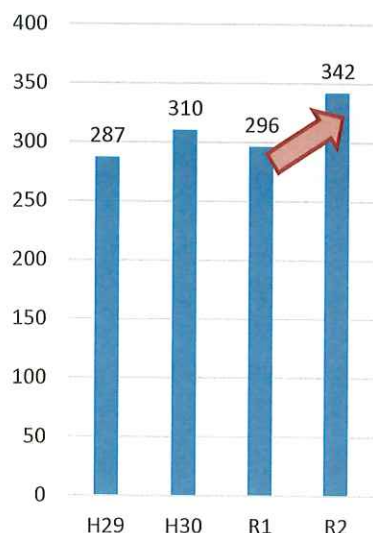
死亡災害の推移(人)



■ その他	5	7	3	11
■ 陸上貨物運送事業	4	4	2	1
■ 建設業	8	10	8	4
■ 製造業	2	3	11	2

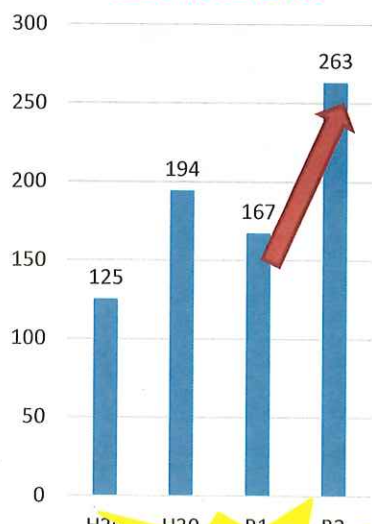
休業4日以上之死傷災害

小売業



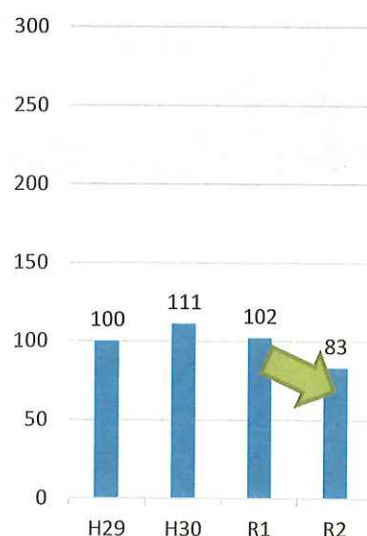
前年比 15.5%増

社会福祉施設



前年比 57.5%増

飲食店



前年比 18.6%減

第三次産業の動向（全国／小売業、飲食店、社会福祉施設）

○第三次産業では非正規雇用の割合が高い。小売業・飲食店の事業場は比較的小規模の傾向。社会福祉施設は、事業所数・従業者数ともに大幅増。

	雇用者数(除く役員)(令和2年) (平成24年、24年比) ※1	雇用者(除く役員)の うち 非正規雇用者数と 占める割合 ※1	事業所数(28年) (24年比) ※2
小売業	687万人 (632万人、+8.7%)	434万人 63%	1,355,060 (▲3.6%)
社会福祉施設	429万人 (326万人、+32%)	202万人 47%	429,173 (+19.9%)
飲食店	218万人 (201万人、+8.5%)	174万人 80%	696,396 (▲2.2%)
道路貨物運送業	177万人 (164万人、+10%)	50万人 28%	130,459 (▲3.7%)
全産業	5,629万人 (5,141万人、+9.5%)	2,090万人 37%	5,340,783 (▲2.1%)

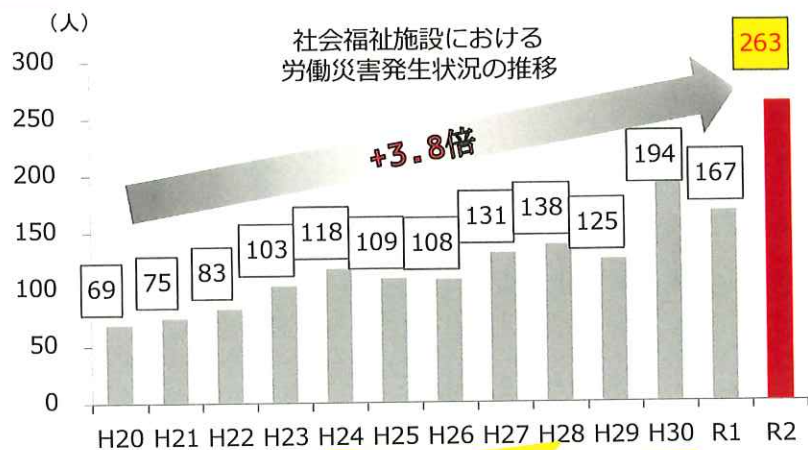
※1：労働力調査では、小売業は「各種商品小売業」、「繊維・衣服・身の回り品小売業」、「飲食料品小売業」、「機械器具小売業」、「その他小売業」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」を合算したもの、社会福祉施設は「社会保険・社会福祉・介護事業」の値を引用したもの、飲食店は「飲食店」の値を引用したもの

※2：経済センサス-活動調査（確報）では、小売業は「卸売業、小売業」の値、社会福祉施設は「医療、福祉」の値、飲食店は「宿泊業、飲食サービス業」の値を引用したもの

社会福祉施設における労働災害の発生状況

休業4日以上死傷災害 ※茨城県

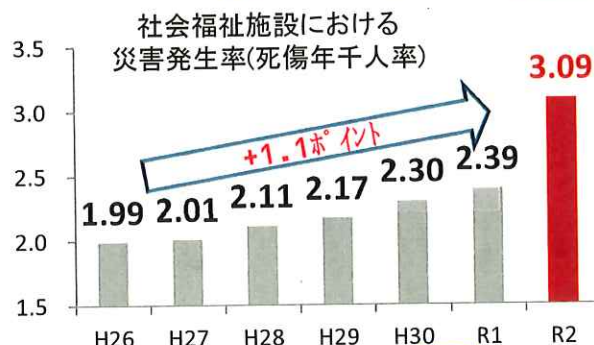
- 労働災害は年々急増しており、
平成20年と比べ3.8倍。
- 平成30年は対前年比で、**55.2%増加。**
- 令和2年は対前年比で、**57.5%増加。**



●令和2年は対前年比で、**57.5%増加**

災害発生率（死傷年千人率）※全国

- 災害発生件数が増加しただけでなく、
災害発生率（死傷年千人率：1,000人当たりの発生件数）も平成26年と比べ、**1.1ポイント増の3.09**
- **製造業**の災害発生率2.67を**上回った**。

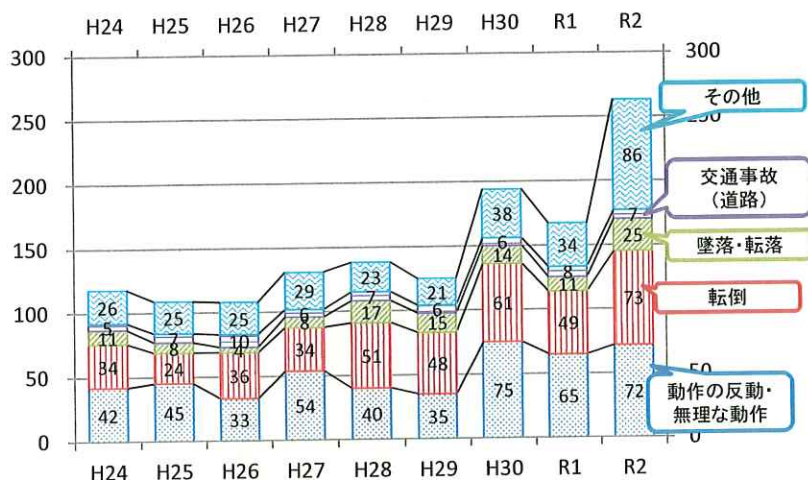


●製造業の災害発生率2.67を**上回った**

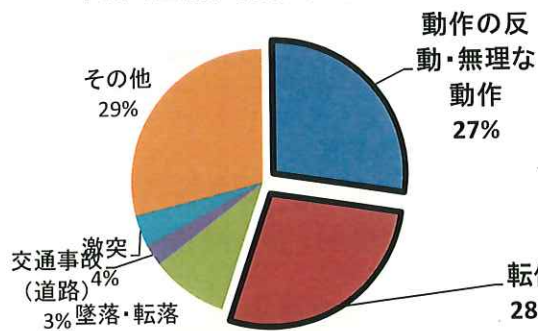
社会福祉施設における労働災害の発生状況（茨城県）

事故の型別死傷者数

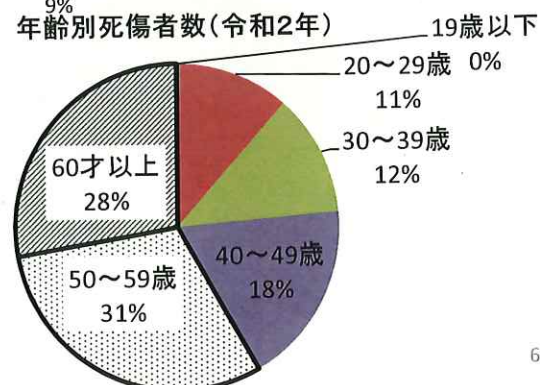
- 「**転倒**」が**27.8%**を占め、次いで「**動作の反動・無理な動作**」（**27.3%**）が多く、この二つで55%を占める。
特に、腰痛発生件数は年々増加し、全国レベルで、前年比**18.0%増**となった。



事故の型別死傷者数（令和2年）



年齢別死傷者数（令和2年）

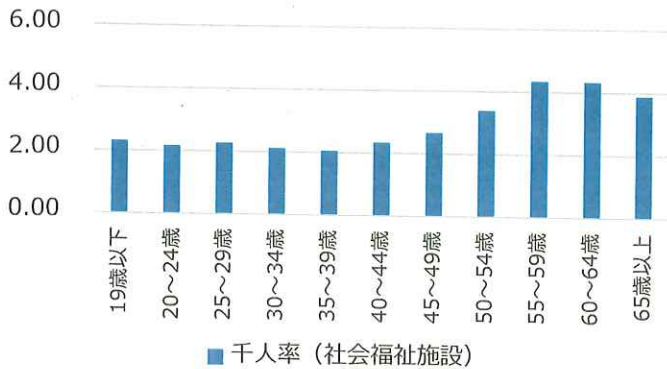


年齢別死傷者数

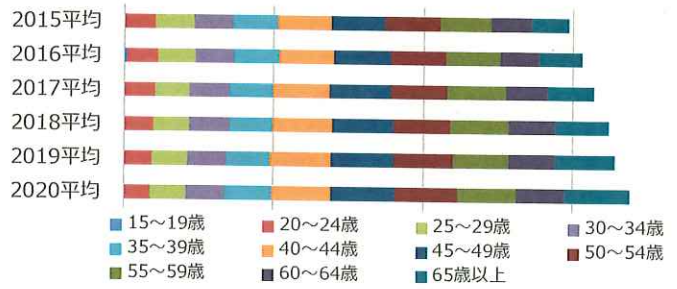
- **60歳以上の被災者が、全体の28%（前年比1.2ポイント増加）を占め、増加傾向（全産業は24.5%）。**

社会福祉施設における労働災害の発生状況（全国）

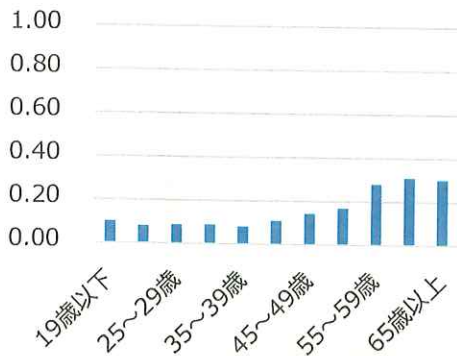
死傷年千人率（社会福祉施設）



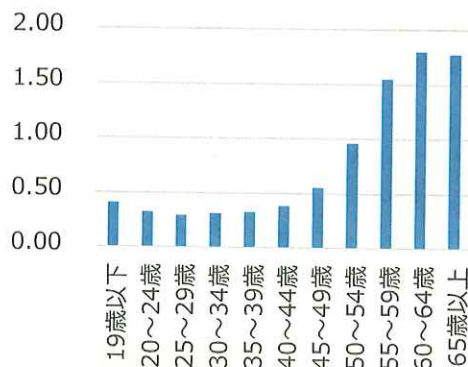
社会福祉施設における年齢別雇用者数（女性のみ）（万人）



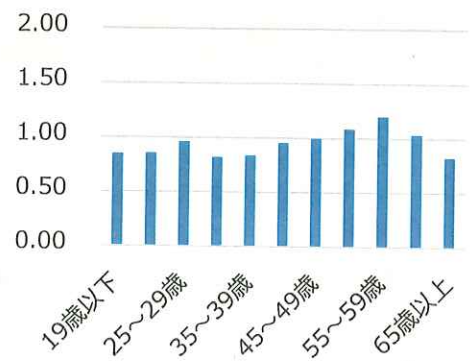
死傷年千人率（墜落・転落災害）



死傷年千人率（転倒）



死傷年千人率（動作の反動・無理な動作）



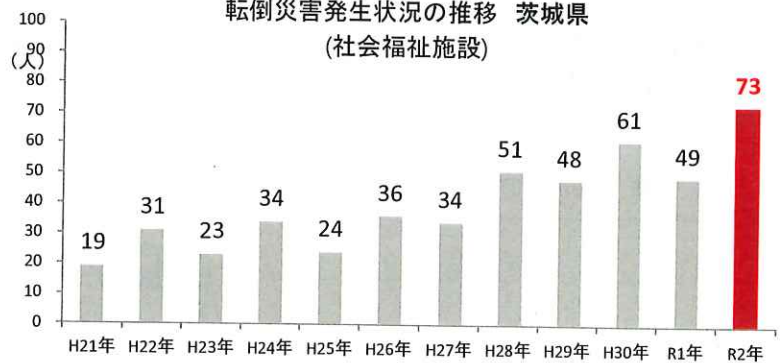
※このページの年千人率は分母に「役員を含む雇用者数」を使っているため、値は通常より小さくなる

社会福祉施設における転倒災害の発生状況

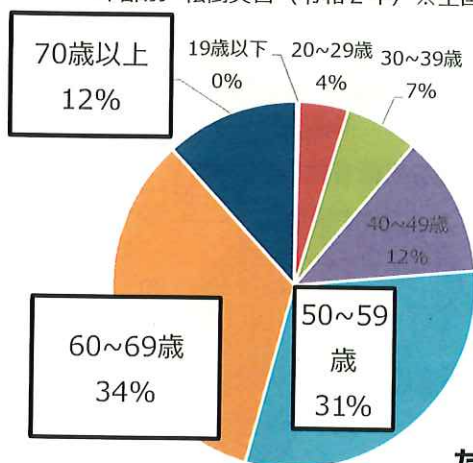
ポイント

- 社会福祉施設の転倒災害は、令和2年は**73件**で全体の**28%**を占める。
- 社会福祉施設における転倒災害の特徴は
 - ・ **50歳以上**の災害が**4分の3**を占め、かつ、年々増加傾向。
 - ・ 休業見込期間が**1月以上**が**6割以上**。

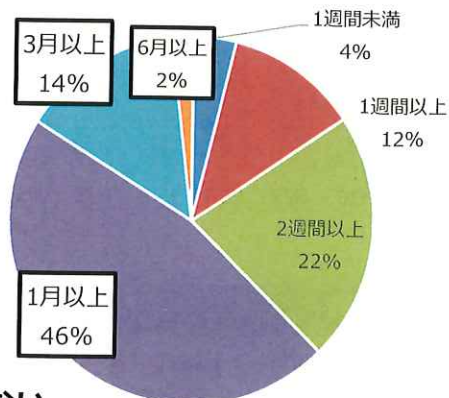
転倒災害発生状況の推移 茨城県（社会福祉施設）



年齢別 転倒災害（令和2年）※全国



転倒災害の休業見込み期間（平31/令元）※全国

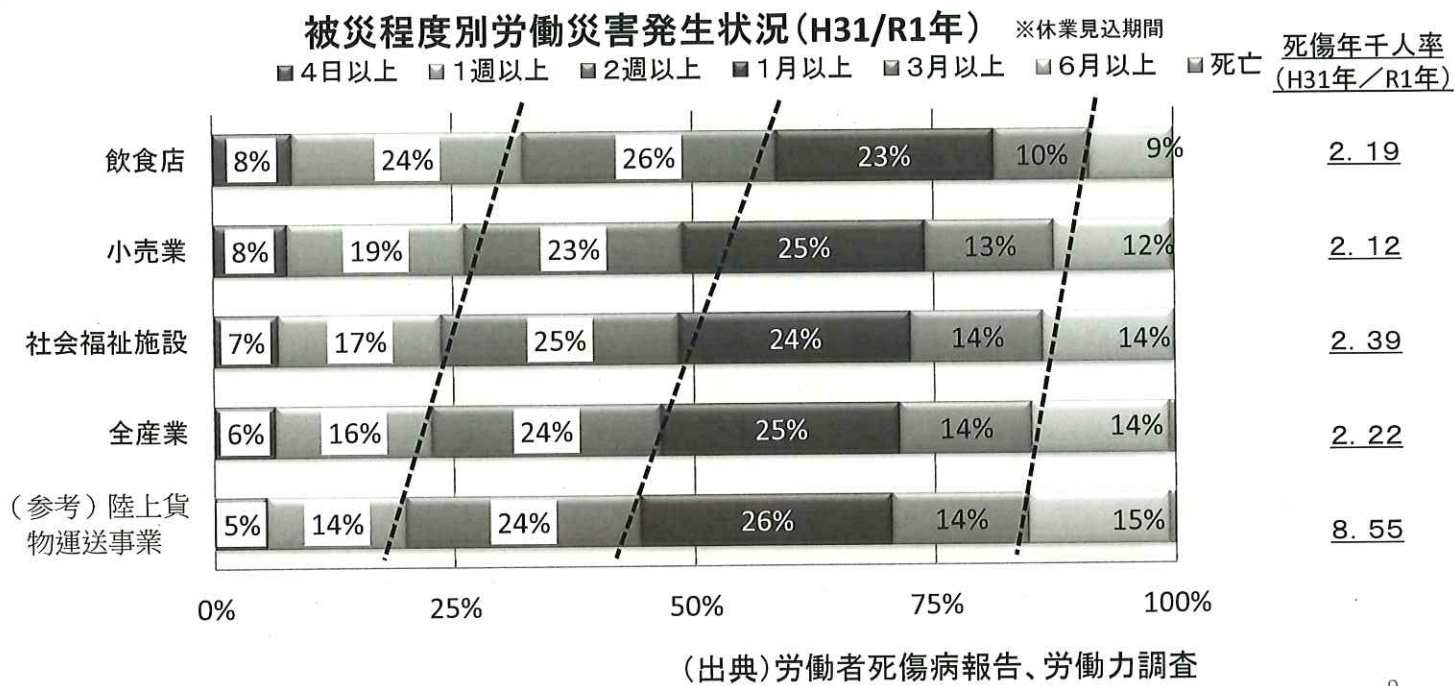


たかが転倒と侮ってはいけない
業務への影響も避けられない ⇒災害防止活動の訴求につなげる⁸

第三次産業における安全衛生の課題(小売業,飲食店,社会福祉施設)

○労働者の安全確保に係る事業者の意識が低くなりがち

死亡災害等重大な災害の発生件数が少なく、労働災害発生率が低い傾向。



第三次産業における安全衛生の課題(社会福祉施設)

○事業場の安全管理が適切に実施されていない(安全担当者不在)

事業場における安全の担当者(安全推進者)については、厚生労働省委託事業による実態把握(個別コンサルティングの対象事業場)によると、その選任が進んでいるとは言い難い状況。
また、直近の調査結果では、社会福祉施設における安全推進者の選任は低調(H28中災防)。
⇒ 安全担当者(安全推進者)の配置をすることが必要。

		安全の担当者(安全推進者)を配置する事業場の割合			安全推進者を選任する事業場の割合
		配置	配置予定(検討中)	配置する予定なし	
厚生労働省委託事業による実態把握 (※第三次産業労働災害防止対策支援事業)	社会福祉施設(27年度) (対象330事業場)	38.5%	36.7%	17.9%	—
社会福祉施設安全衛生対策実態調査(28年中央災害防止協会)	社会福祉施設 (対象3,337事業場)	—			29.2%

(参考)安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)を選任している事業場の割合
(平成28年労働安全衛生調査(実態調査))
10人以上50人未満では、(道路貨物運送業)74.3% (卸売業・小売業)46.1% (飲食サービス業)59.3%

第三次産業における安全衛生の課題(小売業,飲食店,社会福祉施設)

○労働者の安全確保に係る事業者の意識が低くなりがち

死亡災害等重大な災害の発生件数が少なく、労働災害発生率が低い傾向。

○事業場の安全管理が適切に実施されていない(安全担当者不在)

施行令第2条第3号業種では安全を担当する安全管理者等の選任が義務付けられていない。担当者(安全推進者)の配置の促進(現場における関係者の役割分担と権限に留意)。

→ 現場の実態に応じ、法人の代表に加え、各施設長にも適宜指導

○現場の安全衛生ノウハウの共有と社内・業界への波及が課題(安全衛生管理に関する知識を有する人材がいない)

教育の実施は低調。非正規労働者を安衛活動に参加させるためには、企業の配慮が必要。

○転倒災害防止・腰痛予防は共通の課題

→ 4S活動(整理,整頓,清掃,清潔)、KY活動、職場の見える化(標識,危険マップ作成等)、安全衛生教育(非正規労働者も含め)、健康診断の実施、トップが率先し職場点検を推進。

○その他、留意すべき対策

・被災者の半数は50歳以上 → エイジフレンドリー対策の必要性

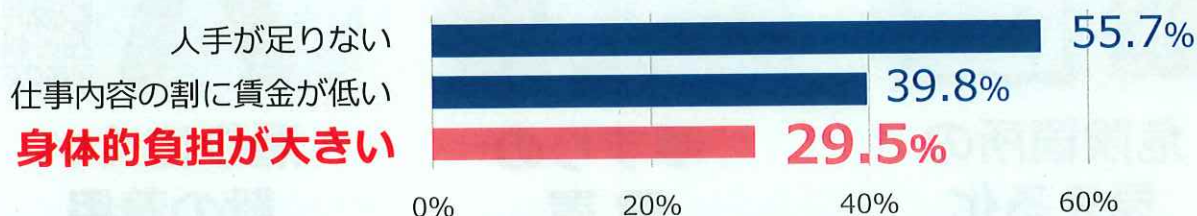
【社会福祉施設】転倒、腰痛の他、長時間労働や人間関係の影響等により精神障害による労災認定事案数が多い。

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

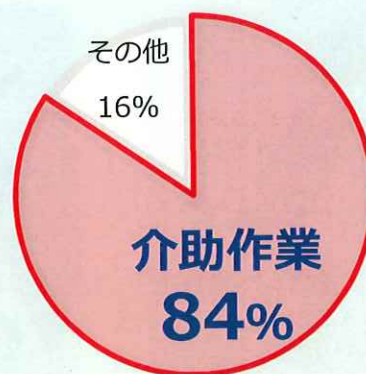
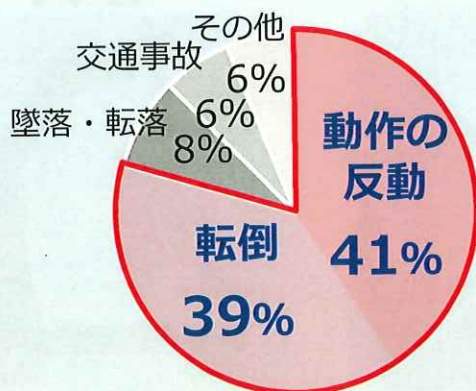
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります



出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より

出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上
の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



持ち物の
制限



一人介助の
禁止



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して
支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

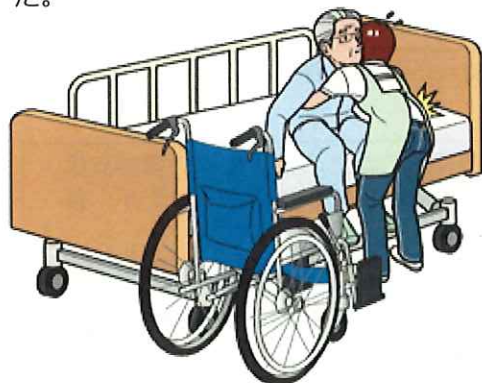
腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



参考：介護報酬の考え方／令和3年度介護報酬改定の概要

介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和3年度介護報酬改定の目的

- 令和3年4月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。
- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
 - 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

- 職場環境要件の6つの区分** 職場環境等要件は、以下の6区分で構成されています。
- 入職促進に向けた取り組み ●資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ●両立支援・多様な働き方の推進
 - 腰痛を含む心身の健康管理 ●生産性の向上のための業務改善の取り組み ●やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

- ・介護職員処遇改善加算
職場環境等要件の中からいずれか1以上の取り組みを行う
- ・介護職員等特定処遇改善加算
令和3年度は6区分のうち3区分を選択し、区分ごとに1以上の取り組みを行う
(令和4年度以降は、6つの区分ごとに1以上の取り組み)
職場環境等要件「**腰痛を含む心身の健康管理**」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援 介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※ 同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、
特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例示※2

令和3年度介護報酬改定に係るQ & Aでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考に
するよう示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取り組みを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「 職場における腰痛予防対策指針 」(平成25年6月18日付基 発 0618 第3号「 職場における腰痛予防対策の推進について 」参考2 別添)を公表しており参考に されたい。

※1：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知)

※2：「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3)」(令和3年3月26日 厚生労働省老健局老人保健課ほか
連名事務連絡) 問127 (R3.9)

滑り

つまづき

踏み外し

介護中の**転倒**に要注意

てんとう
10月10日は
転倒予防の日



滑り止め

つけておきたい

口と足

数字で見る
社会福祉施設での転倒

労働災害の
うち転倒

約 **4** 割

休業1か月以上

約 **6** 割

女性

約 **9** 割

50代以上

約 **8** 割

出典：令和元年 労働者死傷病報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品（東京都 佐川 晶子）



厚生労働省



日本転倒予防学会

施設長から職員の皆さまへのお願い

